

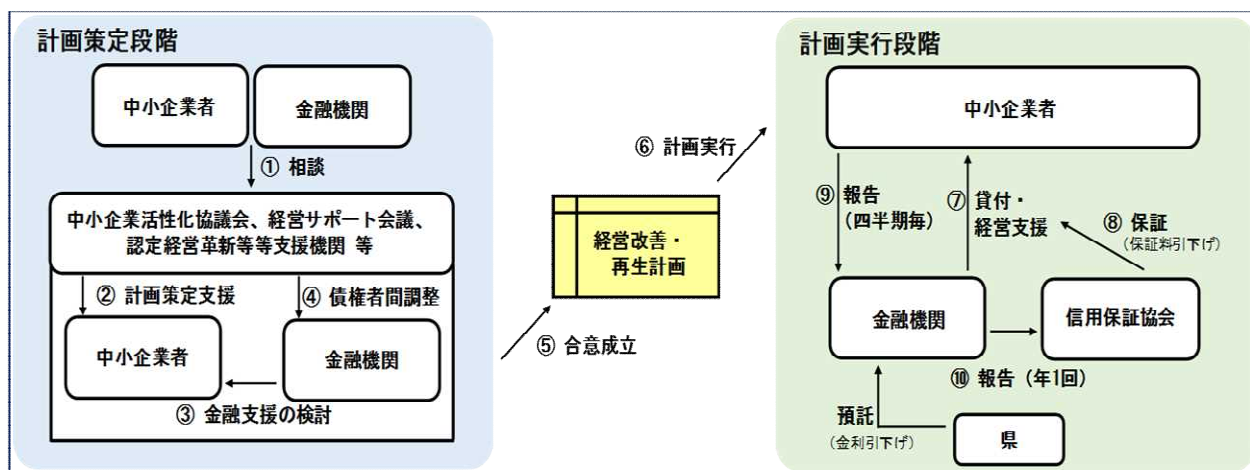
## 資金繰り安定資金（経営改善・事業再生枠）の取扱期間延長について

国が措置する「経営改善サポート保証（コロナ対応）」の取扱期間が令和6年12月末から令和7年3月末まで延長されることに伴い、当該資金の取扱期間を同様に延長します。

本資金は、中小企業活性化協議会等の支援により作成した経営改善・再生計画に基づき、中小企業が経営改善・事業再生を実行するために必要な資金を支援するため、特別優遇金利の適用（年1.2%以内）に加え、信用保証料率を大幅に引き下げ（年0.2%）、経営改善・事業再生の取組を後押しします。

### ○資金繰り安定資金（経営改善・事業再生枠）の概要（制度内容に変更なし）

対象者	中小企業活性化協議会等の支援により作成した経営改善・再生計画に従って経営改善・事業再生を実施する中小企業者
融資限度額	1億6,000万円
融資利率	設備、運転 年1.2%以内 返済 年1.8%以内（責任共有制度）・年1.6%以内（責任共有制度対象外）
信用保証料率	年0.2%
資金使途	設備、運転、返済（保証協会の保証付融資の残高を返済するための資金）
融資期間	15年以内 ※一括返済の場合は1年以内
据置期間	5年以内



※その他の詳細な要件等につきましては、和歌山県HPを御参照ください。